

第二号議案

大分県立高等学校学則等の一部改正について

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(大分県立高等学校学則の一部改正)

第一条 大分県立高等学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

(大分県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 大分県立特別支援学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条(同規則第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る単位の認定についてのこの規則による改正後の大分県立高等学校学則第十三条第二項及び大分県立特別支援学校学則第十条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

提案理由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、単位の認定に係る規定を整備する必要があるの  
で提案する。

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（単位の認定）</p> <p>第十三条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する。</p> <p>2 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が総合的な探究の時間 のねらいからみて満足できると認められる場合は、その単位を修得したことを認定する。</p> <p>第十三条の二～第三十三条（略）</p>	<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（単位の認定）</p> <p>第十三条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する。</p> <p>2 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が総合的な学習の時間 のねらいからみて満足できると認められる場合は、その単位を修得したことを認定する。</p> <p>第十三条の二～第三十三条（略）</p>

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（単位の認定）</p> <p>第十条 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する。</p> <p>2 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間において学習活動を行い、その成果が総合的な探究の時間のねらいからみて満足できると認められる場合は、その単位を修得したことを認定する。</p> <p>第十条の二～第二十九条（略）</p>	<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（単位の認定）</p> <p>第十条 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定する。</p> <p>2 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合は、その単位を修得したことを認定する。</p> <p>第十条の二～第二十九条（略）</p>

## 学習指導要領の改訂に伴う大分県立高等学校学則等の一部改正について

### 1 改正する学則

大分県立高等学校学則（昭和42年大分県教育委員会規則第2号。以下「高校学則」という。）及び大分県立特別支援学校学則（昭和42年大分県教育委員会規則第3号。以下「特支学則」という。）

### 2 改正理由

学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、教育課程における「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に改正されたことにより、高校学則及び特支学則の単位の認定に係る規定を整備するものである。なお、「総合的な探究の時間」は、自己の在り方生き方と一体で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくものである。

### 3 改正内容

高校学則第13条第2項及び特支学則第10条第2項

単位の認定に係る規定中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

### 4 施行期日

公布の日（平成31年4月1日）

### 5 経過措置

平成31年3月31日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る単位の認定についてのこの規則による改正後の高校学則第13条第2項及び特支学則第10条第2項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。